

構成世帯調査実施要領(自治会長等)

1 調査の目的と実施内容

構成世帯調査は、地域づくり推進交付金を算定するための調査です。調査を実施される自治会長等は、本要領に沿って「**様式1**構成世帯調査表」及び「**様式2**配付先調査表(広報紙等の配付先)」に記入し、住民自治協議会事務局へご提出ください。

住民自治協議会で各自治会等分を取りまとめて市へ提出いただく期限を10月25日(金)とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

2 調査する内容及び記入上の注意事項

(1) **様式1**について

ア 調査する内容

基準日(令和6年10月1日)現在の、構成世帯の合計数を記入してください。

イ 記入上の注意事項

- (ア) 構成世帯とは、回覧及び住民自治協議会の文書等が閲覧でき、住民自治協議会と双方向の連絡体制が構築されている世帯のことをいいます。
- (イ) 事業所や、広報紙等が配付されていても、回覧等の文書が閲覧できる体制ができていない世帯は、構成世帯には該当しないため**様式2**に記入してください。
- (ウ) 調査内容を満たす場合は、任意の様式によって報告していただいても構いません。
- (エ) 昨年度提出していただいた様式の写しを同封していますので、各自治会等の構成世帯数の参考にしてください。
- (オ) 前年度に比べ構成世帯数の変動が大きい場合は、変動理由について、お問い合わせさせていただきます。場合がございましたら予めご了承ください。
- (カ) 様式のデータは市ホームページにも掲載しています。
(組織から探す>地域振興部>地域づくり推進課>住民自治協議会>構成世帯調査)

(2) **様式2**について

ア 調査する内容

基準日(令和6年10月1日)現在の、広報紙等の配付先となっている構成世帯以外の世帯数及び事業所数を記入してください。

イ 記入上の注意事項

上記**様式1**と同様。

3 広報紙等の配付部数について

各地区の広報紙等の配付部数には予備や保存分が含まれている場合もあるため、今回の調査で報告いただいた内容を基に配付部数を変更することはありません。配付部数等に変更があった場合は、住民自治協議会事務局へご連絡をお願いいたします。

4 問い合わせ先

調査の実施に当たり、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

地域振興部 地域づくり推進課 市民協働推進係 担当：武上、山本

TEL (082) 420-0924 FAX (082) 423-0270

e-mail : hgh200924@city.higashihiroshima.lg.jp